

**天理市地球温暖化対策実行計画強化対策事業ESCO事業（再公募）
に関する質問及び回答**

No.	質問	回答
1	天理市契約規則第18条3項について、弊社が過去2年に締結した他自治体のESCO契約は、現在は完了しておらず、履行中です。この場合でも契約保証金の全額免除をお認めいただけますでしょうか。	天理市契約規則第18条第3号については、契約回数、履行状況等を確認したうえで、これらがすべて誠実に履行されている状況があれば、免除いたします。
2	前回公募の質疑回答はそのまま踏襲し、今回の再公募時の質疑回答と前回の質疑回答が異なる場合は、今回の質疑を正としてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
3	期間満了後の処理が、無償譲渡になった場合、リース会計基準上では所有権移転リース取引に該当するため、固定資産税は、天理市様での負担という認識でよろしいでしょうか。	固定資産税については、ESCO サービス料に含めESCO事業者の負担となります。